

**第4次相模原市環境基本計画及び  
第3次相模原市地球温暖化対策計画策定支援業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

令和8年5月

相模原市 環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課

# 目次

## 第1章 プロポーザル参加に関する手続等

- 1 業務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 3 担当部署及び問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 4 参加者に必要な資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 5 参加手続等・・ 3 ページ
- 6 参加資格の喪失・・ 4 ページ
- 7 参加を辞退する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ

## 第2章 業務に関する事項、企画提案について

- 1 業務目的・内容等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- 2 企画提案・・ 4 ページ

## 第3章 企画提案審査の手続及び受注候補者の選定

- 1 企画提案書等の審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- 2 プレゼンテーションの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ
- 3 評価基準・・ 7 ページ
- 4 受注候補者の選定・・ 7 ページ
- 5 選定の取消・・ 8 ページ
- 6 その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ

## 第1章 プロポーザル参加に関する手続等

### 1 業務の概要

#### (1) 件名

第4次相模原市環境基本計画及び第3次相模原市地球温暖化対策計画策定支援業務委託

#### (2) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

#### (3) 履行場所

市内一円

#### (4) 業務内容

別紙1「第4次相模原市環境基本計画及び第3次相模原市地球温暖化対策計画策定支援業務委託 仕様書」のとおり

#### (5) 契約上限金額

38,683,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

・令和8年度 23,989,000円

（環境基本計画策定支援業務：11,275,000円、地球温暖化対策計画策定支援業務：12,714,000円）

・令和9年度 14,694,000円

（環境基本計画策定支援業務：7,836,000円、地球温暖化対策計画策定支援業務：6,858,000円）

### 2 スケジュール

参加申込書受付期間	令和8年5月15日（金）から 令和8年5月25日（月）午後4時まで
質問書受付期間	令和8年5月15日（金）から 令和8年5月25日（月）午後4時まで
参加資格確認結果通知書交付日	令和8年5月26日（火）午前10時以降
質問に対する回答送付日	令和8年5月26日（火）午前10時以降
企画提案書等提出期間	令和8年5月27日（水）から 令和8年6月9日（火）午後5時まで
プレゼンテーション実施日	令和8年6月17日（水）※時間等は後日連絡
選定結果の通知日	令和8年6月26日（金）まで
契約締結（予定）	令和8年7月上旬

### 3 担当部署及び問い合わせ先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市 環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課

電話 042-769-8240 (直通)

メールアドレス kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

### 4 参加者に必要な資格

次の全ての要件を満たす者であること。なお、要件を満たさないことが判明した場合、参加資格を失う。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号）第3条の3に規定する競争入札参加資格者名簿に登載され、令和7年・8年度競争入札参加資格者として認定されている者であること。
- (8) 令和2年度から令和7年度末（令和8年3月31日）までに行政機関を相手に「環境基本計画の策定又は改定」及び「地球温暖化対策実行計画の策定又は改定」又はこれと同等の業務の実績（再委託による業務の実績は含まない）を有すること
- (9) 管理技術者（予定）が技術士法に定める次のいずれかの資格を有する者
  - ア 建築部門\_建築環境
  - イ 環境部門\_環境保全計画
  - ウ 環境部門\_環境影響評価
  - エ 総合技術監理部門\_建設\_建設環境
  - オ 総合技術監理部門\_環境\_環境保全計画
  - カ 総合技術監理部門\_環境\_環境影響評価

## 5 参加手続等

### (1) 参加に必要な書類の提出等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加に必要な書類を提出すること。

#### ア 提出書類

- ・参加申込書（様式1）
- ・企業の概要（様式2）
- ・4（8）に掲げる条件が確認できる契約書の鑑の写し
- ・管理技術者（予定）が資格を有することを証明する書類の写し（4（9）に掲げるものに限る。）

#### イ 提出期限 令和8年5月25日（月）午後4時まで（必着）

※提出期限を過ぎて提出された参加申込書は受け付けない。

#### ウ 提出方法 電子メール

※PDF形式で提出すること。

※電子メールで送付後、ゼロカーボン推進課に到達確認の電話を行うこと。

#### エ 提出先 相模原市 環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課

メールアドレス [kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp)

電話 042-769-8240（直通）

### (2) 参加資格確認結果通知書の交付

参加申込書の提出者について、資格要件を満たしているかどうかの確認を行い、結果について次のとおり通知する。

#### ア 日時 令和8年5月26日（火）午前10時以降

#### イ 送付方法 電子メール

### (3) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について質疑がある場合は、次のとおり質問書(様式3)を提出すること。質問内容及びその回答は、参加申込書の提出者全てに通知する。なお、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要とする。

#### ア 提出期限 令和8年5月25日（月）午後4時まで（必着）

※提出期限を過ぎて提出された質問には回答しない。

#### イ 提出方法 電子メール

※PDF形式で提出すること。

※電子メールで送付後、ゼロカーボン推進課に到達確認の電話を行うこと。

#### ウ 提出先 相模原市 環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課

メールアドレス [kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp)

電話 042-769-8240（直通）

#### エ 回答日 令和8年5月26日（火）午前10時以降

#### オ 回答方法 電子メール

## 6 参加資格の喪失

参加申込書の提出期限の日から受注候補者の選定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

- (1) 「第1章 4 参加者に必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。
- (2) 提出した書類等に虚偽の記載をしたとき。

## 7 参加を辞退する場合

参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は次により参加辞退届を提出すること。

- (1) 提出書類

プロポーザル参加辞退届（様式4）

- (2) 提出方法

電子メール

※PDFファイル形式で提出すること。

※電子メールで送付後、ゼロカーボン推進課に到達確認の電話を行うこと。

- (3) 提出先

相模原市 環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課

メールアドレス kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

電話 042-769-8240（直通）

## 第2章 業務に関する事項・企画提案について

### 1 業務目的・内容等

別紙1「第4次相模原市環境基本計画及び第3次相模原市地球温暖化対策計画策定支援業務委託 仕様書」のとおり

### 2 企画提案

- (1) 企画提案書等の提出

参加者のうち、本プロポーザルに企画提案を希望する者は、次のとおり企画提案に必要な書類等を提出すること。

ア 提出物

提出物	提出形式・部数		備考
	データ形式	紙	
企画提案書（正本） 【任意様式】	PDF ファイル	1部	・A4サイズ横版とし、両面印刷・30ページ以内（表紙、目次及び索引を除く）で作成すること

※事業者名あり			と。(アンケート素案は上記ページ数には含まないものとする。)
企画提案書 (副本) 【任意様式】 ※事業者名なし	PDF ファイル	9部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォントサイズは、10.5ポイント以上とする。</li> <li>・副本には、社判やロゴマーク、所在地など、事業者名を推定できる記載をしない又はマスキングすること。</li> </ul>
参考見積書 【任意様式】	PDF ファイル	1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。</li> <li>・件名は「第4次相模原市環境基本計画及び第3次相模原市地球温暖化対策計画策定支援業務委託」とし、作成日、所在地、事業者名、代表者職・氏名を記載すること。</li> <li>・参考見積書には「内訳」を記載するか、「内訳書」を添付すること。</li> <li>・内訳は「令和8年度」と「令和9年度」を分けた上で、年度ごとに「環境基本計画策定支援業務」と「地球温暖化対策計画策定支援業務」に分けて提示すること。</li> <li>・独自提案がある場合は見積金額に含めること。</li> </ul> <p>※ 参考見積書は、選考の参考（契約上限額を超えないことの確認等）として使用するものであり、予算を担保するものではない。</p>

イ 提出期限 令和8年6月9日（火）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法 電子メールによりPDFを送付するとともに、別途、紙資料を郵送又は持参により提出すること。

※電子メールで送付後、ゼロカーボン推進課に到達確認の電話を行うこと。

※郵送による場合は、書留郵便の方法に限る。

エ 提出先

相模原市 環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課

メールアドレス kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

電話 042-769-8240（直通）

(2) 企画提案に関する留意事項

ア 別紙1「第4次相模原市環境基本計画及び第3次相模原市地球温暖化対策計画策定支援業務委託 仕様書」及び別紙2「第4次相模原市環境基本計画及び第3次相模原市地球温暖化対策計画策定支援業務委託 企画提案評価基準」を踏まえ、具体的な提案を行うこと。

イ 提案書の構成は、別紙2「第4次相模原市環境基本計画及び第3次相模原市地球温暖化対策計画策定支援業務委託 企画提案評価基準」の評価項目に沿った順序による章立てとすること。

ウ 評価項目としている「市民アンケート調査」及び「事業者アンケート調査」については、設問や選択肢等を含めたアンケート素案を作成し、提案書に別紙（任意様式）として添付すること。

### (3) 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

ア 参加資格を有しない者の提案

イ 参考見積書の金額が、契約上限金額を超える提案

ウ 虚偽の記載をした提案

エ プレゼンテーションに出席しなかったものの提案

### (4) 企画提案書等の取扱い

ア 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案した者の負担とする。

イ 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受注候補者の選定以外の目的では使用しないものとする。

ウ 企画提案書等は、「相模原市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、又は本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案した者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案した者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。

エ 提出された書類は、選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

オ 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがある。

カ 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。

キ 提出された書類は返却しないものとする。

## 第3章 企画提案審査の方法及び受注候補者の選定

### 1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が設置する評価委員会（非公開）において評価基準に従い審査を行う。

## 2 プレゼンテーションの実施

### (1) 実施日

令和8年6月17日(水)

※時間・会場等の詳細は対象者に別途連絡する。

### (2) 実施方法等

ア プレゼンテーションは、企画提案書の内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書(副本)のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。企画提案書の内容に修正・補正がある場合は、口頭で説明すること。

イ プレゼンテーションは、評価委員会委員(以下「委員」という。)が公平、公正な採点を行うことができるよう、有効な企画提案書を提出した者(以下「企画提案者」という。)の名称を伏せることとし、会社名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないこと。

ウ 別紙2「第4次相模原市環境基本計画及び第3次相模原市地球温暖化対策計画策定支援業務委託 企画提案評価基準」に従い評価を行う。

エ 企画提案者の出席は3人以内とし、時間は35分程度(説明20分、質疑応答15分程度)を予定している。

## 3 評価基準

企画提案の評価基準は、別紙2「第4次相模原市環境基本計画及び第3次相模原市地球温暖化対策計画策定支援業務委託 企画提案評価基準」のとおりとする。

## 4 受注候補者の選定

(1) 提出された企画提案書等を審査し、委員1人につき、150点満点とした点数をつけ、委員3名の点数を合計する(450点満点)。最も高い総合得点を獲得した企画提案者を受注候補者として選定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受注候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(2) 受注候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受注候補者として手続を行うものとする。

(3) 総合得点が同点の場合は、加重倍率が2及び3の評価項目のみ合計し、その範囲において最も高い合計点を獲得した事業者を第1位順位とする。

(4) 審査の結果、いずれの提案も評価点の総合得点が基準点(450点満点の6割(270点))に満たない場合は、受注候補者を選定しない場合がある。

(5) 企画提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、受注候補者とする。基準点に満たない場合、又は企画提案者がいない場合は再度公募を実施する。

(6) 審査の結果、いずれの提案も履行を確保できないと見込まれる場合、受注候補者を選定しない場合がある。

- (7) 企画提案者のうち、受注候補者として選定した者及び選定されなかった者に対して、その旨を書面により令和8年6月26日（金）までに通知する。

## 5 選定の取消

受注候補者として選定された者は、選定の日から契約締結の日までの間に、次の項目に該当することになった場合は、本プロポーザル方式における受注候補者としての選定を取り消すものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新た受注候補者として手続を行うものとする。

- (1) 第1章「4 参加者に必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の要件を満たさないことが判明したとき。  
(2) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき

## 6 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語は、日本語とする。  
(2) 本契約において使用する通貨は、日本円とする。  
(3) 本契約においては、契約書の作成を要する。  
(4) 本契約の締結に当たり、契約保証金として、契約金額の10分の1に相当する額以上の額を契約時まで納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。  
(5) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。  
(6) 市は、次の場合に審査手続を中止する。  
ア 天災等により事業の実施が困難なとき。  
イ 提案書を提出する意思を示した事業者がないとき。  
ウ 条件を満たす提案がないとき。  
(7) 本プロポーザルの参加等に要する費用は、参加者の負担とする。  
(8) 本プロポーザルの参加者は、評価委員会による受注候補者の選定前であれば、いつでも辞退することができる。  
(9) 受注候補者等に選定された者からの棄権は原則として認めない。  
(10) 受注候補者等に選定された権利を他者に譲渡することは認めない。  
(11) 受注候補者と仕様の細部や契約金額について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとする。  
(12) 契約に当たっては、提案のあった企画の内容を基に協議を行うが、全ての提案内容が反映されるとは限らない。  
(13) その他この要領に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)、政令及びその関係法令、並びに相模原市が制定する関係条例・規則等に準じるも

のとする。

以 上